

公 告

佐伯河川国道事務所管内における災害時等応急対策工事（光ケーブル）
に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

平成25年2月12日

九州地方整備局
佐伯河川国道事務所長 中野 道男

1 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、佐伯河川国道事務所の直轄管理区間（河川・道路）及び災害対策本部長（九州地方整備局長）の応援支援依頼に基づき災害対策支部長（佐伯河川国道事務所長）の指示した場所において発生した災害の応急対策に関し、これに必要な組織及び電気通信関係機材、並びに資材、労力等（以下「資機材等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、迅速に緊急時の応急復旧工事等を実施し、もって流域住民や道路・河川利用者等の安全確保及び早急な施設の保全・復旧に努め、社会経済に与える影響を最小限とすることを目的とする。

(2) 災害協定対象区間

佐伯河川国道事務所直轄区間及び災害対策本部長（九州地方整備局長）からの応援支援依頼に基づき災害対策支部長（佐伯河川国道事務所長）の指示した場所。なお、佐伯河川国道事務所の直轄管理区間は、以下のとおり。

佐伯出張所管理区間

河川名	対象区間	延長（km）
番匠川 幹川	海～佐伯市本匠大字波寄字川平 1988番地1地先の取水堰下流端	19.0
堅田川	番匠川合流点～佐伯市大字長良 字後田2077番1地先	2.5
井崎川	番匠川合流点～佐伯市弥生大字 大坂本字小浪1216番2地先	3.6
久留須川	番匠川合流点～佐伯市直川大字 直見字沖ノツル1729番地先 の国道橋（間庭橋）下流端	8.7

佐伯維持出張所管理区間

路線名	対象区間	延長（km）
一般国道10号	臼杵市野津町大字西寒田地先 ～佐伯市宇目大字重岡地先	58.9
東九州道	佐伯市蒲江大字森崎浦地先 ～大分県延岡市北浦町古江	14.4

竹田維持出張所管理区間

路線名	対象区間	延長(km)
一般国道10号	豊後大野市犬飼町久原地先 ～ 豊後大野市犬飼町久原地先	3.3
一般国道57号	大分市大字上戸次地先 ～ 竹田市大字小塚地先	64.3

(3) 基本協定の内容

佐伯河川国道事務所直轄管理区間及び災害対策本部長（九州地方整備局長）から応援支援依頼に基づき災害対策支部長（佐伯河川国道事務所長）の指示した場所において発生した災害の応急対策（光ケーブルの災害復旧を主とする）に関しこれに必要な組織及び電気通信関連資材、機材及び労力等（以下「資機材等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とするものである。

(4) 基本協定期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 基本協定の締結者の選定

本協定締結者の選定については、下記の項目について提出された技術資料等から総合的に評価し、協定締結者2社程度を決定する評価方式である。

- | | |
|------------|-------------|
| ①応急対策基地の位置 | ②緊急事態時の体制 |
| ③有資格技術者数等 | ④光ケーブル敷設の実績 |
| ⑤資機材等の調達 | ⑥災害協定等の締結実績 |

(6) 災害時等応急対策工事の実施方法

基本協定締結後、災害等発生し緊急的に応急対策を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結するものとし、応急対策の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。応急対策を行う社は、協定を結んだ社より、災害状況等を考慮し決定するものとする。

当該協定に基づき施工業者等と契約を取り交わす時点において、施工業者が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、法定外災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象する方式があり、請負契約の条件となる保険はいずれの方式であっても差し支えない。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の応急対策を行わないことを付記する。

(7) 協定締結日は平成25年4月1日とする。

2 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 九州地方整備局の管轄区域の内、大分県内に建設業法に基づく営業所（協定締結参加資格確認申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成25・26年度通信設備工事又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っており、且つ平成25年4月1日時点で認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）なお、平成25年4月1日時点で、認定がされていない場合は、協定に選定された場合でも、選定を解除する。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常共同企業体を除く。
- (6) 技術資料の提出期間中において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 平成10年度以降に元請け又は下請けとして、国、公団等又は県市町村発注の光ケーブルの施工実績があること。
- (8) 九州地方整備局（港湾・空港部及び港湾・空港関係事務所を除く）の発注した通信備工事及び維持修繕工事のうち平成20年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、応急対策基地の所在地より、当事務所へ概ね2時間以内に到着できること。
また、配置予定技術者についても2時間以内に到着できる場所を主たる勤務地としていること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 緊急応急対策に必要な電気通信関連資材、機材及び労力等を速やかに調達し、災害復旧が出来ること。

3 技術資料の総合的な評価に関する事項等

- (1) 技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

4 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局

〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 調査第一課

電話：０９７２－２２－１８８０（代）

FAX：０９７２－２３－７４８１

担当：調査第一課 専門職（内線２８０）

調査第一課 専門員（内線２８２）

(2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：平成２５年２月１２日（火）から平成２５年２月２６日（火）まで
なお、手渡しによる交付の場合は、上記期間内の土曜日、日曜日及び祝
日を除く毎日、９時００分から１７時００分まで。

② 交付方法：手渡しによる交付

② 手渡しによる交付場所：

〒８７６－０８１３ 大分県佐伯市長島町４－１４－１４

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 調査第一課

(3) 協定締結参加申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

① 提出申請書等 上記（２）で入手又は交付された様式

② 提出期間：平成２５年２月１２日（火）から平成２５年２月２６日（火）までの
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１７時００分ま
で

③ 提出場所：上記（１）に同じ。

④ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のも
のに限る。提出期間内必着。CD-Rに保存し紙と併せて提出すること）
により提出する。

5 その他

(1) 支店等営業所の確認

協定締結参加資格条件に定める支店等営業所（建設業法第３条第１項に基づく営業所
（本店を除く。))が所在することにより協定締結参加資格を有することとなるに該当する
場合、当該協定締結参加資格を有することをもって締結に参加し、協定締結者となった者
は、協定締結決定通知後、協定書締結までに、当該支店等営業所に関する資料を提出する
ものとする。

(2) 技術資料の作成要領協定締結者の評価及び決定方法などの詳細については、「技術資料
等説明書」による。

(3) 当事務所において公示を行っている他の平成２５年度における「災害時等応急復旧対策
に関する基本協定の締結」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場
合がある。

(4) 本協定締結後は、当事務所が発注する工事において、総合入札制度における評価項目と
する場合がある。